

特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月1日

香川県人事委員会委員長 桑 城 秀 樹

### 香川県人事委員会規則第16号

特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則

特勤手当等に関する規則（昭和45年香川県人事委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特勤手当の月額)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 前項各号に定める日が平成21年4月1日から同年11月30日までの間にあ</u> <u>る職員（その日に減額改定対象職員（職員の給与に関する条例等の一部を</u> <u>改正する条例（平成21年香川県条例第53条）の施行の日において、職員で</u> <u>あって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ職員の給</u> <u>与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改</u></p>	<p>(特勤手当の月額)</p> <p>第3条 特勤手当の月額は、特勤手当基礎額に、別表の級別区分（前条の人事委員会が定める公署にあっては、人事委員会が定める当該公署の級別区分）に応じ、次に定める支給割合を乗じて得た額（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額合計額に100分の25を乗じて得た額を超えるときは、当該額）とする。</p> <p>略</p> <p>2 前項の特勤手当基礎額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日に受けていた給料及び扶養手当の月額合計額の2分の1に相当する額と現に受ける給料及び扶養手当の月額合計額の2分の1に相当する額を合算した額とする。</p> <p>(1) 職員が特勤公署に勤務することとなった場合 その勤務することとなった日（職員がその日前1年以内に当該公署に勤務していた場合（人事委員会が定める場合に限る。）には、その日前の人事委員会が定める日）</p> <p>(2) 職員が特勤公署以外の公署に勤務することとなった場合において、その勤務することとなった日後に当該公署が特勤公署に該当することとなったとき その該当することとなった日</p> <p>(3) 職員がその勤務する特勤公署の移転に伴って住居を移転した場合において、当該公署が当該移転後も引き続き特勤公署に該当するとき 当該公署の移転の日</p>

正する条例（平成18年香川県条例第14号）附則別表第3の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの又は医療職給料表（一）の適用を受ける職員以外の職員をいう。この項及び次条第3項において同じ。）であった者に限る。）に対する前項の規定の適用については、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年香川県条例第53号。以下この項において「平成21年改正条例」という。）の施行の日における平成21年改正条例第1条の規定による改正後の給与条例の規定及び平成21年改正条例第3条の規定による改正後の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第14号）附則第6項から第8項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けていた」とする。

4 次の各号に掲げる職員に対する第2項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）以外の職員であつて、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であったもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同日における職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第9号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」とする。

(2) 育児短時間勤務職員等であつて、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額に勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けていた」と、前項の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに当該定める日」とあるのは「に当該定める日における勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに同日」とする。

3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）以外の職員であつて、前項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であったもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同日における職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第9号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」とする。

(2) 育児短時間勤務職員等であつて、前項各号に定める日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

(特地勤務手当に準ずる手当)

#### 第4条 略

- 2 給与条例第11条の3第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額、異動等の日(職員が当該異動によりその日前1年以内に在勤していた公署に勤務することとなった場合(人事委員会が定める場合に限る。))には、その日以前の人事委員会が定める日。以下同じ。)に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額(その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の6を乗じて得た額を超えるときは、当該額)とする。

略

- 3 異動等の日が平成21年4月1日から同年11月30日までの間にある職員(その日に減額改定対象職員であった者に限る。)に対する前項の規定の適用については、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年香川県条例第53号。以下この項において「平成21年改正条例」という。)の施行の日における平成21年改正条例第1条の規定による改正後の給与条例の規定及び平成21年改正条例第3条の規定による改正後の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(平成18年香川県条例第14号)附則第6項から第8項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに異動等の日に受けていた」とする。

- 4 次の各号に掲げる職員に対する第2項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 育児短時間勤務職員等以外の職員であって、異動等の日において育児短時間勤務職員等であったもの 第2項中「受けていた給料及び」と

(特地勤務手当に準ずる手当)

- 第4条 給与条例第11条の3第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給は、職員が公署を異にする異動又は公署の移転(以下「異動等」という。)に伴って住居を移転した日から開始し、当該異動等の日から起算して3年(当該異動等の日から起算して3年を経過する際人事委員会の定める条件に該当する者にあつては、6年)に達する日をもって終わる。ただし、当該職員に次の各号に掲げる事由が生じた場合には、当該各号に定める日をもってその支給は終わる。

(1)・(2) 略

- 2 給与条例第11条の3第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額、異動等の日(職員が当該異動によりその日前1年以内に在勤していた公署に勤務することとなった場合(人事委員会が定める場合に限る。))には、その日以前の人事委員会が定める日。次項において同じ。)に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額(その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の6を乗じて得た額を超えるときは、当該額)とする。

略

- 3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 育児短時間勤務職員等以外の職員であって、異動等の日において育児短時間勤務職員等であったもの 前項中「受けていた給料及び」とあ

あるのは、「受けていた給料の月額を異動等の日における勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び異動等の日に受けていた」とする。

(2) 育児短時間勤務職員等であって、異動等の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったもの 第2項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額に勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び異動等の日に受けていた」と、前項の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに異動等の日」とあるのは「に異動等の日における勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに異動等の日」とする。

るのは、「受けていた給料の月額を異動等の日における勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び異動等の日に受けていた」とする。

(2) 育児短時間勤務職員等であって、異動等の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったもの 前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び異動等の日に受けていた」とする。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。